

広島県告示第804号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和8年7月16日

広島県知事 横 田 美 香

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	東京都品川区大崎一丁目11番1号 三井金属株式会社 代表取締役社長 池信 省爾
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県竹原市塩町一丁目5番1号 三井金属株式会社 竹原製煉所

2 申請の内容

62 ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種 類		62 ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (2026－1 技術センターS B工場試験室スクラバー)
能 力		廃ガス 216,000m ³ /日
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使 用 の 季 節 的 変 動)	0時～24時、24時間 (季節的変動なし)

用 の 方 法	項 目		通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）	5 ～ 8	5 ～ 8
		化 学 的 酸 素 要 求 量	5	10
		浮 遊 物 質 量	4	6
		窒 素 含 有 量	1	10
		磷 含 有 量	0.1	1
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）		0.01	0.1
	汚 水 等 の 排 出 先		総合排水処理場	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1) 縦覧期間

令和8年7月16日（木）から令和8年8月6日（木）まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市地域づくり課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>